宮内庁書陵部所蔵柳原本『御即位部類』の来歴

新

井

重

行

はじめに

た写本である。応永二十一年(一四一四)にいたる間の即位礼に関わる諸記録を類聚し応永二十一年(一四一四)にいたる間の即位礼に関わる諸記録を類聚し函架番号柳─六一八)は、三冊からなり、治暦四年(一○六八)から、 ここで紹介する柳原本『御即位部類』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、

ており、やや奇異な印象を受ける写本といえる。を呈することである。このため本書は、記録ごとに料紙の大きさが異なっを書の大きな特徴は、単独で書写された各記録をそのまま綴じた形態

記載があるなどの点が注目される。られるものが含まれており、親本とした東山御文庫本の書写者が分かる詳細は以下に述べるが、本書の中には、東山御文庫本の転写本と考え

一 柳原本の性格と本稿の視角

六~一八〇〇)の収集にかかる典籍・記録類である。若干あるものの、中心をなすのは江戸時代後期の公卿柳原紀光(一七四岩瀬文庫に分蔵されている。その蔵書は、柳原家に代々伝わったものが明原家の旧蔵書の大部分は、現在、宮内庁書陵部図書寮文庫と西尾市

柳原紀光は延享三年(一七四六)の生まれ。同五年に三歳にして叙爵

十二年に薨じた。

十二年に薨じた。

中知言を経て、安永四年(一七九七)に至り出家して暁寂と号し、同七年に勅勘を蒙り、出仕を停められる。その後は父の遺志でもあった同七年に勅勘を蒙り、出仕を停められる。その後は父の遺志でもあった同七年に勅勘を蒙り、出仕を停められる。その後は父の遺志でもあったにも有名である。寛政九年(一七七五)に権大納言に任じられた。しかしにも有名である。寛政九年(一七七九)に至り出家して晴寂と号し、同八年に右少弁宝暦六年(一七五六)に元服し、初名を光房と称する。同八年に右少弁宝暦六年(一七五六)に元服し、初名を光房と称する。同八年に右少弁

述べている。同氏による検討の概略をまとめると次の通りである。されてきたが、是澤恭三氏は、柳原本全体を見渡してその特徴について(3)柳原家の旧蔵書については、『続史愚抄』の書誌研究を軸に検討がな

- 抄完成以後のもの、の四種に分類できる。の備忘に供するもの、③国史編纂のために蒐集したもの、④続史愚(ア)柳原家の旧蔵書は、①家の記録として引継いだもの、②職務上
- ともに整理を行った点も指摘)。ことが知られる家名と、奥書の初見年を例示。また、紀光が借用と(イ)多くの家から史料を借覧して蔵書を形成した(親本を借用した
- (ウ)既存の部類記を多く収集した(書写奥書のある部類記を例示)。

謄写した記録を自ら整理し、新たに多数の部類記を作成した。 親族や家礼が書写に協力した。

はなされていないようである。 で検討する柳原本 おく。なお(エ)に属する写本の性格について、これまでに十分な検討 氏の指摘は要を得たものであり、とくに修正の必要を感じない。 『御即位部類』 は、 (エ)に相当することを確認して 本稿

説明などは省かれている。 書を掲げている (一一九頁)。 雇筆に係るもの等で、 光の時迄に亘る数人の筆よりなる。即ち紀光の父光綱が入手或は書写し 印中の一顆が鈐してある。従ってその書写年次も江戸初期から後期の紀 ても言及があり、 きである。部類記の項には柳原本も多数紹介されており、 したものである」と解説され、 成した部類記の例も挙げられている。本稿で扱う『御即位部類』 柳原本の部類記については、 各本毎にその首に「柳原蔵書之印」・「柳原蔵書」・「柳原庫」の朱 明和年間紀光が中御門俊臣より譲請けたもの、紀光の自筆或は 詳細な検討はなされておらず、各記録の来歴や、 「当本は元来数家伝来の諸本から転写集収したものに 漸次柳原家に集って来たものを、 本書の特徴をよく伝えているが、 続いて内容の目録、および主要な書写奥 『図書寮典籍解題 続歴史篇』も参照すべ 紀光が合冊編集 紀光が自ら編 本奥書の 解題と 一につい

自ら編纂した部類記の特徴と、そこから派生する論点について検討する。 そこで本稿では、『御即位部類』 の各記録の来歴に着目して、紀光が

柳原本 『御即位部類』 の書誌

第 ずれも個別に写された記録を合綴したものである。 一冊が縦二九・一㎝、横二〇・八㎝、第二冊が縦二八・四㎝、横二一・ 『御即位部類』 の書誌について述べる。本書は全三冊からなり、 法量はそれぞれ

> ら閲覧することが可能である。 られている点から、現状の表紙は紀光によって付けられたものとしてよ されている。外題の筆跡、 画像公開システム」および史料編纂所データベース「Hi-CAT Plus」か 表紙は紺色であり、 なお、本書の画像は、宮内庁ホームページ「書陵部所蔵資料目録 柳原紀光の筆で、 および最も大きな料紙に合わせた表紙が付け 外題および所収記録の年号が朱書

頭の目録には方形の蔵書印「柳原蔵書之印」があり、第一冊・第二冊に 的に朱・墨による校合が加えられている。 の初丁に「宮内省図書印」が捺されている。 の写本、 示すと考えられる(記録の冒頭に印がないものは、 蔵書」が捺されており、収集時に単独の写本として存在していた状況を 本文である各記録の冒頭には、 以下同じ)、 は 各冊とも冒頭に紀光筆の目録一丁を付し、 「不可出窓外矣、 あるいは分割されたものと考えてよい)。また、各冊とも本文 第三冊には / 権大納言紀光 (印 「堅固可禁窓外、 長方形の蔵書印「柳原庫」または「柳原 /紀光 「紀光」)」(/は改行を示す、 なお、 続いて各記録を綴じる。 印 記録本文には、 前から連続する一つ 「紀光」)」とある

流布することはなかったようである。 るものの、 る。神宮文庫などに本書の一部から派生したものかと疑われる写本があ 録については、 次に、 所収の記録名、 本書とまったく同一内容の写本は確認できておらず、本書が 他の部類記等によって知られているものがほとんどであ 各記録の縦の法量、 奥書等の一覧を示す。

表・『御即位部類』の構成

	2				1						₩
11	10	9 8		7	6	5	4	3	2	1	番号
経光卿記	光明峯寺関白記	定長記	賴業記	平部記 (信範記)	師元記・同略記	山槐記	頼業記	番記録	雑記抄	帥記(経信卿記)	記録
日~十八日	八日 不二月二十	三日 三日	日	日~四月三十日	永万元年七月二十七	七月二十七日水万元年七月五日~	十二月二十日保元三年九月六日~	日~十二月二十日 保元三年八月二十三	八月十二日一月十二日	治暦四年七月九日	所収
二八・三	二八・三	土・四四	二七・三	二八、八			= - - - - - -	二七 三			縦法量(㎝)
一校了/万治二年十二月十日 左少弁藤判(桂昭房)」「(本奥書)申出禁新写〈源黄門/通茂卿筆〉御本令助筆/書写之手加	子細自左大弁宰相俊臣卿申請了/明和五十一廿八 紀光」(桂昭房)」:「禁裏御本左大丞相公(中御門資熙)桂相公等依/被借下令/助筆書写之手加一校掣/万治三年正月十一日蔵人頭権右中弁藤判「(本奥書)申下禁裏新写〈万里小路宰相〈雅房/卿〉/書進之〉御本「(本奥書)申下禁裏新写〈万里小路宰相〈雅房/卿〉/書進之〉御本	なし	冊有子細左大弁宰相〈俊臣卿〉申請了/明和五十一廿八日 紀光」/本可再校/万治二年十一月八日 左少弁藤(花押・桂昭房)」「右一「申請禁御本〈新写〉令助筆書写之/手加一校畢雖然頗有僻字尚以證	押・中御門宣順)/同廿二日校合了」 年本の書藤原朝臣判(桂昭房)」・「禁御本左大丞相公(中御門資熙)桂左尚書藤原朝臣判(桂昭房)」・「禁御本左大丞相公(中御門資熙)桂写之手加一校了頗有僻字重而以證/本可校正/万治二年十一月十一日写之手加一校了頗有僻字重而以證/本可校正/万治二年十一月十一日「(本奥書)申下禁裏新写御本〈万里小路宰相/雅房卿筆〉令助筆/書	押・柳原光綱)」・「延享三初冬以定俊卿之本校讎了」(朱書)「享保二十年十一月上旬以殿下/御本書写了可秘蔵者也/頭左中弁(花「享保二十年十一月上旬以殿下/御本書写了可秘蔵者也/頭左中弁(花		7.		なし		奥書等
用(裏表紙)	与、内扉を転用(目録) 六八)中御門俊臣より譲 六四、中御門俊臣より譲 寛文三(一六六三)中御	江戸前・中期写	八) 中御門俊臣より譲与房奥書、明和五(一七六万治二(一六五九) 桂昭	門宣順筆	号位 () ()	是张二)(一门记记)诗 1/1 0	芝 戸 盲 一	工言 前・ 中明学	江戸前・中期写		年代・来歴
141-28	141-20	141-17	141-14	141-9	141-0	0	141-7	141 7	141-4 • 5		備考

			2	2									₩
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	番号
不知記	花山院内大臣記	荒凉記	照念院関白記	筆	顕朝卿記	師兼記	経光卿記	経俊卿記	資季卿記	東大寺続要録	師兼記	定嗣卿記	記録
六日 文永十一年三月二十	六日 文永十一年三月二十	八日正元元年十二月二十	八日正元元年十二月二十	寛元四年三月十一日	寛元四年三月十一日	寛元四年三月十一日	三月十一日 寛元四年二月五日~	三月十一日 寛元四年二月五日~	寛元四年三月十一日	仁治三年正月~三月	仁治三年三月十八日	仁治三年三月十八日	所収
		二 八 · 五	七・三	ニセ・セ	二八・六		二 八 〇	二七・九		二八	- - - - - - -	二七・八	
Ţ		従二位藤紀光」 (本奥書1)斯一卷者従二条殿康道公仮借之則教基自筆本也以此/本 「(本奥書1)斯一卷者従二条殿康道公仮借之則教基自筆本也以此/本 (本奥書1)斯一卷者従二条殿康道公仮借之則教基自筆本也以此/本 (本奥書3)右荒涼記者借滋野井前大納言〈公麗/卿〉書写之可秘蔵 書字本也〈則教平/公自筆〉自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模 書字本也〈則教平/公自筆〉自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模 書字本也〈則教平/公自筆〉自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模 書字本也〈則教平/公自筆〉自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模 書字本也〈則教平〈公自筆〉自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模 書字本也〈則教平〈如此〉(花 本與書3)右荒涼記者借滋野井前大納言〈公麗/卿〉書写之報 「本奥書3)右荒涼記者借滋野井前大納言〈公麗/卿〉書写之報 「本奥書1)斯一卷者従二条殿康道公仮借之則教基自筆本也以此/本 「本奥書1)斯一卷者従二条殿康道公仮借之則教基自筆本也以此/本	相〈俊臣卿〉請譲了/紀光」相〈俊臣卿〉請譲了/紀光」「明和五年十一月八日/自左大弁宰権右中弁藤原(花押模・桂昭房)」「明和五年十一月八日/自左大弁宰「申請禁新写御本令助筆書写之/手加一校了/万治三年正月十一日頭	模)〈経逸卿判歟如此〉」「右命家人令写了/紀光」「(本奥書)以或人本書写了/安永九年八月廿一日参議左大弁藤(花押	二月十四日 左司郎藤判(桂昭房)」「(本奥書)申下禁裏新写御本令助筆書写之/手加一校了/万治二年十		なし	なし(経後卿記に紀光の付紙あり)		「(本奥書) 内裏御本以勾当内侍申出書写畢/于時文亀元年六月十九日 「右以滋野井前亜相〈公麗/卿〉所持本令書写了尤可秘々々/安永第 「右以滋野井前亜相〈公麗/卿〉所持本令書写了尤可秘々々/安永第		内裹御本以勾当内侍申出書写畢/于時文亀元年六月十九	奥 書 等
江戸前,中共生	江戸前・中期写		八)中御門俊臣より譲与 房奥書、明和五(一七六 141-32	柳原紀光奥書	中御門宣順筆		江戸前・中期写	江戸前・中期写		紀光筆 一七八○)柳原	芝 戸育・中共生、	正言 前・戸男子	年代・来歴
	追加				141-25 · 26	20	141-24 ·	25 · 26	141 94.	追加		自山. 1/1 90	備考

					3						
35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	
光明院宸記	玉英	頼定卿記	頼定卿記 後円光院関白記		官記	公衡公記	後称念院関白記	大外記師顕記	師淳記	勘仲記	
全二十八日一二十八日	日四日~十二月二十八四日~十二月二十八	元弘二年三月二十二	元弘二年二月二十六 日~三月二十二日	三月二十二日元弘二年二月九日~	日 延慶元年十一月十六	日 延慶元年十一月十六	日慶元年十一月十六	日 弘安十一年三月十五	日 弘安十一年三月十五	日~三月十五日 弘安十一年二月十九	
二八。四	二八・〇	二七・三	二八	二八・七	二八・〇	二七・〇	二 八 五	二 八 · 四			
押・清閑寺熙房か)」 「(本奥書) 申請官本令書写加一校了/万治三年三月朔日 権中納言(花	なし	左大弁宰相俊臣卿/申請了/明和五十一廿八 紀光」了/万治二年十一月十三日左少弁(花押・桂昭房)」「右一冊有子細自「申出禁裹新写〈園黄門基福/卿筆跡〉御本/令助筆書写之手加一校	中納言〈俊臣卿〉受譲了/明和六年五月廿四日 紀光」即校合了/寛文三年二月廿七日 正二位藤宣順」「右有子細自中御門新則校合了/寛文三年二月廿七日 正二位藤宣順」「右有子細自中御門新「禁裹御本左大丞相公(中御門資熙)桂相公等依被/借下以彼本書写令助筆書写之手加一校了/万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)」「(本奥書)右一冊者申請禁裹新写〈三条前大納言/実教卿筆〉御/本「(本奥書)右一冊者申請禁裹新写〈三条前大納言/実教卿筆〉御/本	権中納言(花押模・清閑寺煕房か)」「(本奥書)申出/禁裏御本書写則令校合了/于時万治三年三月一日	なし	相〈俊臣卿〉請譲与了/紀光」相〈俊臣卿〉請譲与了/紀光」「明和五年十一月八日/自左大弁宰頭権右中弁藤原(花押・桂昭房)」「明和五年十一月八日/自左大弁宰」「申下禁新写御本令助筆書写之手加/一校了/万治三年正月十二日	和五十一廿八 紀光」 「(本奧書)申下禁裏新写御本令助筆書写/之手加一校了/万治三年正(本奧書)申下禁裏新写御本令數學書写,一校了/方之三年月十一日蔵人頭権右中弁藤判(桂昭房)、「禁裏御本左大弁宰相(中御月十一日蔵人頭権右中弁藤判(桂昭房)、「禁裏御本左大弁宰相(中御「(本奧書)申下禁裏新写御本令助筆書写/之手加一校了/万治三年正「(本奧書)申下禁裏新写御本令助筆書写/之手加一校了/万治三年正				
と一具、内扉を転用 江戸前・中期写、もと31	柳原紀光扉題	八) 中御門俊臣より譲与房奥書、明和五(一七六万治二(一六五九) 桂昭	寛文三(一六六三)中御 門宣順筆、明和六(一七 門宣順筆、明和六(一七 門立順筆、明和六(一七 3・3・4 を合綴)	と一具、内扉を転用 江戸前・中期写、もと35	江戸前・中期写	八) 中御門俊臣より譲与房奥書、明和五(一七六万治三(一六六〇) 桂昭	与 一分の 一分の 一分の 一分の 一分の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名	録) 寛文二 (一六六二) 中御			
追加·141-50	追 加	141-47	141-46	追加・141-45		141-44	141-43	141-36			

		3			冊
40	39	38	37	36	番号
安部親成記	尚通公記	良賢真人記	公勝卿記	公記・実継公記) (園太暦・通冬 貞和御即位記	録
条々雑事応永二十一年御即位	二日	八日水徳二年十二月二十	八日 応安七年十二月二十	六日 貞和五年十二月二十	所収
二 八 六	l	二八、八	二八・一	二七・九	縦法量(㎝)
安永第九正十九(従二位藤原紀光誌(印「紀光」)」出納従四位上行大蔵大輔中原職忠記之」「右自或人手借之即馳悪筆了//左衞門志大石高弘頼助筆書写之当家所為重宝者也不可施外見而已/「(本奥書)右御即位惣要注進之記者安家出納所記也従去方令借求堀川「(本奥書)右御即位惣要注進之記者安家出納所記也従去方令借求堀川	「右尚通公記歟享保度家久公候壇下」(書入れ)	藤原紀光(印「紀光」)」 「右一冊自或手借之間馳悪筆了尤爲珍記也/安永第九正中旬 従二位	なし	なし(冒頭に目録あり)	奥書等
紀光筆	れたもの) 柳原紀光筆(半丁に書入	紀光筆 安永九 (一七八〇) 柳原	江戸前・中期写	江戸前・中期写	年代・来歴
	追加			141-52 · 53	備考

・「備考」の項に「追加」としたものは、紀光が部類記を一度作成した後に追加されたと考えられるもの。・「備考」の項には、参考のため東山御文庫本で同じテキストを持つ写本の勅封番号を記した。本書との転写関係が明瞭でないものも掲げているので注意されたい。】・「奥書等」の項の/は改行を、〈 〉は細字を、〈)は筆者の注を示す。

従って、 他は、奥書を持たないが紙質等から江戸前・中期の写本(少なくとも紀 享保の写本が一点、 を元にしているが、うち奥書を持つ記録が二〇点と大半を占めている。 られ、紀光が部類記を一度編成したのちも、関連する記録を入手するに 古手の写本のなかに、 光の時代より前の写本)としてよい。 と一具と推定されるものや、末尾の半丁に書入れられた記録などがある) なお、二冊目・三冊目の表紙および冒頭の目録には、 書写の時期で分けると、万治・寛文頃の書写にかかる写本が一一点、 表から分かるように、本書は四○件の記録を収め、約三○点の写本(も 追加 ・再編成をしていたことが知られる 紀光の収集にかかる江戸後期写本が六点あり、 紀光の筆跡が混じっているといった様相である。 全体としては、江戸時代でもやや (追加したと考えられ 訂正や追記が見 その

る記録については、

表の備考の項に注記した)。

以下に紹介しておく。 転用している場合がある。本書の成立過程が窺える情報でもあるので、転用している場合がある。本書の成立過程が窺える情報でもあるので、ほかに本書には、もとの写本の内扉(あるいは原表紙か)を目録等に

ては、 が知られる。 記師顕記」の三記が 袋の内側になっている記載から、 紀光が追記し、この三記録の表紙として合綴している。 については、32の内扉 三冊目冒頭の目録も、二冊目と同様に内扉が転用されており、現状では いる。また11 二冊目冒頭の目録は、 もともと31・35 31「光厳院宸記」・32「後円光院関白記」・33「頼定卿記 |経光卿記 「御即位部類記」として写された写本であったこと 「光明院宸記」、 (中御門宣順筆) 10 の内扉は、 「光明峯寺関白記」 25 「勘仲記」· 26 第二冊の裏表紙に転用されている。 および「後光厳院宸記」(本書に の題字の右に31、左に33の題を の内扉を翻して記されて 「師淳記」・27「大外 さらに31につい

34 「玉英」と35の二記の表紙として再利用している(紀光筆)。 て本書に編綴したものらしく、上の三宸記の題が記された内扉を翻して、 は未収) (一三六五) の三宸記を収める写本であったものを、「後光厳院宸記」 の諒闇に関するものであるため、 31・32を抜き出し は貞

紙を取り除いた痕跡と考えられる。このことから、表紙の付いた写本で 尾の丁の端に細く糊痕があるものがあり、これはもと付けられていた表 除いて合綴する方針であったらしい。 あっても、 転用の状況や、 内扉を持たない記録が多いことから、基本的に内扉は なお、料紙を観察すると記録の末

年頃に中御門家より柳原家に入ったものと考えて大過ないだろう。 25 考えてよいものがある(7「平部記」、11「経光卿記」、19 また、譲与の旨の奥書はないが、 院関白記」、 がある(ほかに10「光明峯寺関白記」、21「照念院関白記」、28「後称念 のように、紀光が中御門俊臣から譲与された旨の奥書を有しているもの 左大弁宰相修臣卿申請了、 記す)がそのまま編綴されていることであり、 ある。いまいくつかを例として示す。 さらに、これらの中御門本は奥書により、 「勘仲記」・26「師淳記」・27「大外記師顕記」)。これらも明和五・六 本書の特筆すべき特徴は、 29「公衡公記」、 /明和五十一廿八日 32 書写奥書や本文筆跡から、 「後円光院関白記」、33 その親本が知られるものが 例えば「右一冊、 紀光」(8「頼業記」) 「頼定卿記」)。 「顕朝卿記」、 中御門本と 中御門本と 有子細

頼業記_

·申請禁御本^{新写}令助筆書写之、

手加一校畢、

雖然頗有僻字、尚以證

編綴の際にこれを除いたことが知られる。 部類記に含まれる中御門家旧蔵本 の奥書] **写真1** 多くの中御門家旧蔵本(以下、

本可再校

「右一冊、有子細左大弁宰相^{像巨卿}申請了、 万治二年十一月八日 左少弁藤

明和五十一廿八日 紀光

譲与された旨の奥書がある。 た旨の桂昭房自筆の書写奥書があり、 当該の記録には、万治二年(一六五九)に、 さらに紀光による中御門俊臣より 新写の 「禁御本」を写し

.28「後称念院関白記」の奥書〕 【写真2】

申下禁裏新写御本、 令助筆書写

之、手加一校了、

「禁裏御本左大弁宰相・桂宰相等依被 「禁裏御本左大弁宰相・桂宰相等依被 万治三年正月十一日蔵人頭権右中弁藤! (桂昭)

借下、 彼相公以本令書写、 則加一校了、 宣順_

右一冊、有子細自左大弁宰相申請了、 寛文三年二月廿七日

明和五十一廿八

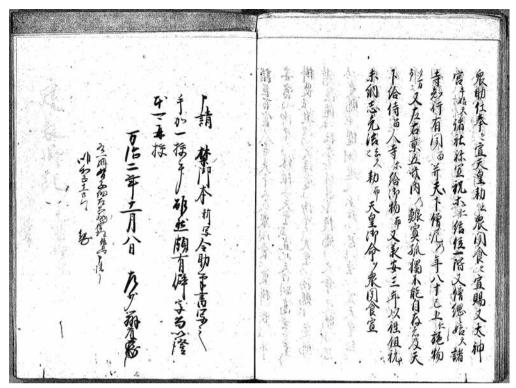
紀光」

門宣順が、桂本を写した旨の書写奥書がある。さらに紀光が譲与された 旨の奥書も記されている。 本奥書 当該の記録には、万治三年に桂昭房が (中御門宣順筆) があり、 ついで寛文三年(一六六三)に中御 「禁裏新写御本」を書写した旨

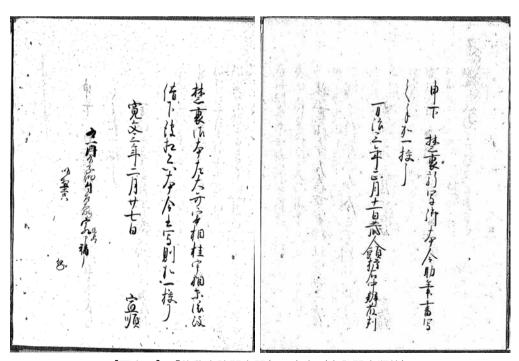
然性が極めて高いであろう。 西天皇の作成した禁裏本の副本すなわち、 かる。この万治二・三年頃に桂昭房が書写した、新写の禁裏本とは、 房が書写した昭房の所持本そのもの、またはその転写本であることが分 本書に収められた、このような奥書を持つ中御門本は、 現在の東山御文庫本である蓋 禁裏本を桂昭

この推定が正しければ、これらの写本の位置づけとしては、

東山御文



【写真1】「頼業記」の奥書(桂昭房筆)(原本は宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ)



【写真2】「後称念院関白記」の奥書(中御門宣順筆)

ことになる点を強調しておきたい。 ということになり、 庫本と同等の写し (同時期に同じ親本から作成)、またはその転写本、 本文校訂の際に有用な良質のテキストを有している

さらに注目されるのは、 33「頼定卿記」の奥書 (桂昭房筆) に

「申出禁裏新写 闡筆跡、 御本、

令助筆書写之、 手加一校了、

万治二年十一月十三日 左少弁 (花押)」【写真3】

筆者名と、内容から対応すると推定される東山御文庫本を示す の筆写者を伝える情報であることになり、注目される。いま奥書による 御門宣順が記した本奥書)。この奥書に見える筆写者は、東山御文庫本 11 奥書が五点みえることである(ほかに7「平部記」、10「光明峯寺関白記」、 とあるごとく、桂昭房が親本とした「禁裏新写御本」の筆写者を記した 「経光卿記」、 32「後円光院関白記」で、この四つは昭房の奥書を中

「平部記」【写真4】 万里小路雅房 勅一 四一一九

10 「光明峯寺関白記 万里小路雅房 勅 四

経光卿記 中院通茂 勅 四 <u>|</u>二八

「後円光院関白記_ 三条西実教 勅 兀 一—四六

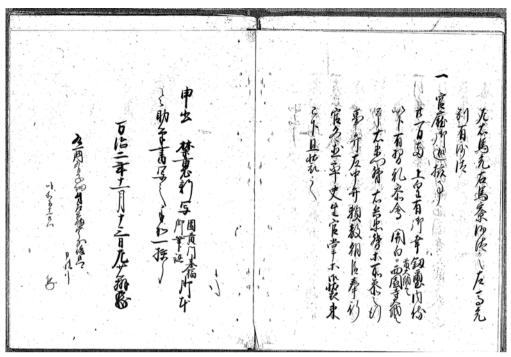
四・第 禁裏本を書写する際に、書写者が自らの副本も作成し、さらに互いに貸 本 にかけて書写されたもので、 が記された奥書が存する。これらは明暦二年(一六五六)から同三年頃 明するものは極めて稀である。数少ない書写者の判明する事例として『親 『御即位部類』 般に、東山御文庫本には書写奥書のある写本が少なく、書写者が判 「頼定卿記 (勅一五一二、三三冊) **₩** 清閑寺熙房 園基福 中御門資熙 があり、 (第三・第一○冊)、桂昭房 全三三冊のうち六冊に書写者 勅 四 一—四七 第

し借りしている状況を窺い知ることができよう

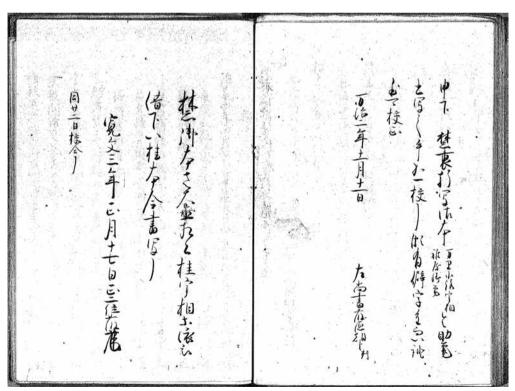
とを推測しているが、これは本文の筆跡が中御門宣順・資熙のものと認 思はれる。」とあり (一七〇・一七一頁)、当該写本が中御門本であるこ そらく紀光が他のものと共に中御門俊臣より譲請けたものではない められることが根拠と思われ、 へたものであらう。」「江戸中期の書写にして、その筆跡よりすれば、 を載せる。この朱筆外題と目録とは、多分紀光が当本を入手して後に加 光の朱筆を以て「公宴部類記」と外題してゐる。又第一紙に所収の書目 の子、その中央に「公宴部類記 一八一一)の解説には いて述べておきたい。『図書寮典籍解題 たらしいことに触れたので、 前節において、 「現表紙は当部の後補に係る。元表紙は渋色の鳥 部類記を編綴する際に写本の表紙を取り除 関連する事項として、中御門本の表紙につ 妥当な推定であろう。 年記不同」と外題し、更に左上に柳原紀 続歴史篇』の『公宴部類記』(柳 お

同様にして、かつて柳原紀光が収集したものなのである。 ら譲与されたことが知られる。 本書が中御門資煕の筆になり、 説と翻刻があるので、詳しくはそちらを参照されたいが、奥書によって 案』(請求記号4171.68-2)である。この書については末柄豊氏による解 これについて参考となるのが、 つまり『御即位部類』に含まれる記録と 明和六年五月に柳原紀光が中御門俊臣か 史料編纂所所蔵『口宣綸旨院宣御

階の原装であって、 ŋ 筆の題が大書されている。この形状は前掲の『公宴部類記』と同じであ 外題があり(現状では薄れてしまっている)、さらに左端に朱墨で紀光 かろうか。 ベースよりカラー画像を見ることができる)、渋紙表紙の中央に墨書の 注目したいのはその表紙であり 両者の例を併せて考えると、このような形状の表紙は、 のちに紀光が外題を加えたものとしてよいのではな (史料編纂所の所蔵史料目 中御門家段 録デー



【写真3】「頼定卿記」の奥書(桂昭房筆)



【写真4】「平部記」の奥書(中御門宣順筆)

るための指標として、提起しておく。
きる。今後さらなる検討を要するが、柳原本の中の旧中御門本を見分け跡からも判定が難しいものであっても、中御門家本と判断することがで跡からも判定が難しいものであっても、中御門家本と判断することがでいたと同じ表紙の形状を持つ写本については、奥書を持たず、本文筆以上の検討を踏まえると、『元服部類記』(柳─一○三六)のように、以上の検討を踏まえると、『元服部類記』(柳─一○三六)のように、

四 奥書を利用した旧蔵書の復元にむけて

究に新たな知見を加えることができると考える。
にその写本の多くが、江戸時代前期の良質の写本であることによって入手した。繰り返しになるが、本書の大きな特徴は、譲与などによって入手したの写本の多くが、江戸時代前期の良質の写本であることは大いに注目されてよい。本稿では一つの事例を紹介したに過ぎないが、柳原本の目されてよい。本稿では一つの事例を紹介したに過ぎないが、柳原本のの部類記に収められる記録の情報を集積することにより、公家の蔵書研の部類記に収められる記録の情報を集積することにより、公家の蔵書研究の言葉を表している。

まず想起されるのは、中御門家の旧蔵書の復元が可能になることである。現在のところ筆者が把握している書陵部所蔵柳原本に含まれる中御門本は、概数で三十件を超える。さらに岩瀬文庫所蔵の柳原本、および門本は、概数で三十件を超える。さらに岩瀬文庫所蔵の柳原本、および門本は、古写本を多く含むことがよく知られており、中御門家に代々は来した蔵書を核とすることが推定されるが、本稿の検討によって、江伝来した蔵書を核とすることが推定されるが、本稿の検討によって、江一時代前期に、東山御文庫本と同等の写本が多く追加されたことが明らかになったといえる。

かつての所蔵者の情報を蔵書群の復元に用いるという方法は、あまり注現在の所蔵者と異なる場合が多いためか、奥書等によって判明する、

公家の蔵書研究に新たな論点を提供することにつながると期待される。きれば、新たな切り口による蔵書群を生成することが可能になり、禁裏・本や中御門本に関わらず、多くの典籍の奥書の情報を集成することがで書群について、ある程度、復元することが可能であろう。さらに、柳原書のであるため、中御門本以外にも、現在はまとまって残っていない蔵意されてこなかったといえる。柳原本は、多くの家から史料を収集した

よとめにかえて

した。
本稿では、柳原本のうち柳原紀光が自ら作成した部類記に着目し、書本稿では、柳原本のうち柳原紀光が自ら作成した部類記に着目し、書によって、親本となった東山御文庫本の筆写者が判明する事例を指摘東山御文庫本に匹敵する良テキストを持つことを明らかにした。また奥東山御文庫本に匹敵する良テキストを持つことを明らかにした。また、柳原本のうち柳原紀光が自ら作成した部類記に着目し、書した。

ことを強調しておきたい。

ことを強調しておきたい。

は、編綴された個々の写本を個別に検討することが必須である頃の写本がそのまま編綴されているものがあり、写本の位置づけを考え頃の写本がそのまま編綴されているものがあり、写本の位置づけを考えないでは、でで決して点数の多いものではないが、これらには江戸時代前期本に比べて決して部類記は、柳原本のなかでは、既存の書を謄写した写

要であろう。これについては、今後の課題としたい。進んでいるが、画像の公開とともに奥書などの情報を集成することも必ことが可能であることも述べた。近年、各所蔵機関で史料画像の公開がまた、奥書等の情報を集成することによって、別の蔵書群を形成する

註

(1) 小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵柳原家旧蔵本目録(稿)」(『禁裏・公家文

思文閣出版、二〇一五年)などを参照。
―蔵書群の原形復原のための予備的考察―」(『禁裏・公家文庫研究』五、一蔵書群の原形復原のための予備的考察―」(『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇一二年)、西属市岩瀬文庫編「西尾市岩瀬庫研究」四、思文閣出版、二〇一二年)、西尾市岩瀬文庫編「西尾市岩瀬庫研究」四、思文閣出版、二〇一二年)、西尾市岩瀬文庫編「西尾市岩瀬

7

- (2) 岩橋小彌太「岩瀬文庫の続史愚抄稿本」(『史料採訪』、大日本出版社峯(2) 岩橋小彌太「岩瀬文庫の続史愚抄」(『国史大系書目解題』上巻、一九七一年)、武部敏夫「続史愚抄稿本」(『史料採訪』、大日本出版社峯
- 六十、一九六六年)。 一九四二年)、同「柳原紀光の部類記作成」(『新訂増補国史大系月報』(3) 是澤恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」(『国史学』四五号、
- (4)『図書寮典籍解題 続歴史篇』宮内庁書陵部編、養徳社、一九五一年。
- 綴じられているものもあり、これも裏表紙を除いた結果と推測される。(5) 奥書のある丁が袋綴じになっておらず、折目を切断した半丁の状態で

6

同五年に権中納言となる。明和八年薨去。どを経て、明和元年(一七六四)に蔵人頭に任じられ、同二年に参議、左兵衛権佐に任じられ、以降、右少弁、蔵人、左衛門権佐、検非違使な

- 寛文二年(一六六二)に参議となり、同八年に辞す。没年は不詳。四年に権右少弁に補せられる。以降、左少弁、右中弁、蔵人頭を経て、御門尚良の二男)の息、桂を称する。承応三年(一六五四)に蔵人、同権昭房は、寛永十五年(一六三八)生まれ。中御門家の庶流岡崎宣持(中桂昭房の所持本が中御門家に譲られた可能性については、中村憲司「中桂昭房の所持本が中御門家に譲られた可能性については、中村憲司「中
- 学への展開』、柏書房、一九八二年)。 平林盛得「後西天皇収書の周辺」(岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書

8

- 家文庫研究』二、二〇〇六年)を参考にした。 慈司「東山御文庫本マイクロフィルム内容目録(稿)(2)」(『禁裏・公(9) 史料編纂所図書室で公開されている東山御文庫本の画像、および小倉
- 寺煕房と推定される。(①) 31「光厳院宸記」・35「光明院宸記」の本奥書にみえる権大納言は清閑
- 天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―』、二〇一一年)。史料編纂所研究成果報告二〇〇九―四『目録学の構築と古典学の再生―(1) 末柄豊「東京大学史料編纂所所蔵 口宣綸旨院宣御教書案」(東京大学